

議会議員政治倫理審査会（第1回）

日 時 令和6年4月19日（金）

審査会設置後

場 所 府中町議会議事堂 第1委員会室

議 事 日 程

- 1 委員長の互選について
- 2 副委員長の互選について
- 3 政治倫理基準違反の審査請求について
- 4 次回審査会の日程と出席要求議員の決定について



令和6年4月18日

府中町議会議長 梶川 三樹夫 様

審査請求議員 代表者

木田 圭司
橋井 肇
西友 幸
西山 優
見玉 利典

下記の議員については、府中町議会議員政治倫理条例（以下、「政治倫理条例」という。）第3条に規定される政治倫理基準に違反する疑いがあると認めますので、政治倫理条例第4条の規定に基づき、議員の連署をもって審査の請求をいたします。

1. 審査対象議員

田中 伸武 議員

2. 違反する疑いがある規定

政治倫理条例第3条第1号 町民全体の代表者としてその品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むとともに、その職務に関し町民の疑念を招くおそれのある行為をしないこと。

3. 同条例第4条に規定する当該違反を疑うに足りる事実を証する資料

府中町議会では、令和5年12月25日付けで提出された田中伸武議員（以下、「対象議員」という。）の政治倫理条例違反の疑いに対する審査請求に対し、府中町議会議員政治倫理審査会（以下、「政治倫理審査会」

という。)を設置しました。政治倫理審査会は、審査の後、令和6年2月14日付けで議長に対し、対象議員に政治倫理条例違反の事実があると認めたことの報告及び必要と認める措置の勧告をしています。

(参考:令和6年2月14日付け「府中町議会議員政治倫理審査会の審査結果について(報告)」3.審査会が必要と認める措置の勧告)

この勧告を受け、議長は、同年3月18日の3月定例会会期の最終日に、議決を得たうえで、対象議員に対して審査会が定める陳謝文を読み上げるよう求めましたが、対象議員はこれを拒否しました。

議会の決定に対し、議決機関の構成員である議員が従わないことは、上記2.の規定に違反する行動というべきです。

これは、衆人環視の本会議中に行われたことですので、当該拒否があった事実を指摘することにより、政治倫理条例第4条が求める事実を証する資料に代えたいと思います。

また、同様に指摘したいのは、対象議員は、当該拒否に先立ち、議員以外の者に対して別紙1の文書を配布し、また、議長に対して別紙2及び別紙3を提出していることです。

これらの内容又はその行為についても、上記2.の規定に違反すると思われますので、当該文書を別紙1から別紙3として添付します。

なお、別紙1の文書の資料は拡大しており、実物はA5版サイズです。

モノ言う議員をパワハラ扱い 田中はめげずに頑張ります

田中が町議会事務局職員に強要やパワハラを重ねたとして、町議会の政治倫理審査会は2月14日、田中に「議場での謝罪文読み上げ」を求める勧告を決め、梶川三樹夫議長から通知がありました。

田中は ①パワハラに該当する強要・暴言はない ②政倫審報告でも具体的な事実認定がない ③審査委員9人中8人が審査請求議員に偏り、有識者意見も求めない不十分な審査一などのため「勧告には応じられない」と議長に答えました。(勧告は法的拘束力なし)

「怒って大声を出す」「頭脳構造を疑うと発言」などが問題視されましたが、やりとりの一部を切り取り、粘り強い議論を強要とするなど言いがかりが少なくありません。当初35項目が審査請求されましたが1項目も事実認定がなく、秘密会で「総合的にパワハラ」と結論づけた粗い報告でした。田中は全35項目に反論しています。

田中は2020年秋の当選以来「議長選の透明化」「委員会傍聴のオープン化」「会議録音の開示」「ネット配信拡大」「政務活動費の旅費枠拡大抑止」など改革・改善案を次々出しています。

これを止めようとする多数派や事務局長らの強行的な議事運営・発言封じがありますが、筋を通し対決しています。

田中は、町民のための分かりやすい議会を目指し、透明化と議論の活性化に努め、ぬるい体質部分があればただします。

よりよいまちづくりへ奮闘します。

田中のホームページもご覧下さい。

2024(令和6)年2月15日 田中伸武

Tel 090-5690-6977



府中町議会 梶川三樹夫議長さま

抗議・要請・意見

2024年2月27日

田中伸武

1、「議員追い出し」は撤回・廃止を

2月20日の全員協議会で決められた町議会運営等に関する要綱の一部改正（事務局長による議員追い出し条項）は違法であり、改正手続きも瑕疵があり無効です。撤回・廃止を求めます。

会議後、議長に抗議したように、自治法138条⑦は「事務局長は…議長の命を受け…事務に従事する」と定めており、議事整理権・事務統理権を持つ議長（自治法103条）を差し置いて「議員追い出し権限」はあり得ません。行政実例でも「議長の権限に属する事務を事務局長に委任し又は事務局長が議長を代理するような規定を設けることはできない」（昭和26,3,19）と明確です。

議長は「知らなかった」とのことですが、不勉強すぎる。法制チェックしないのも怠慢です。

2、除斥による議員活動の侵害

同全協で議長が命じた田中の除斥は、議長権限の濫用であり、田中の議員活動の侵害です。

議長は自治法117条を挙げ「田中議員の一身上に関する事件」と説明しましたが、一身にも利害にも無関係な的外れの言いがかりです。むしろ議長及び事務局長に関する取り決めです。

全協は協議又は調整の場（自治法100条⑫）です。議決のある本会議などの除斥（同117条）を適用すべきではありません。出席議員に諮ったのも責任転嫁なのか、無責任すぎます。

田中は、除斥によって審議に加われず、発言もできませんでした。町民の負託を受けた議員としての活動責務が果たせず、議員活動が侵害されました。強く抗議し、謝罪を求めます。

3、陳謝文拒否の正当な理由

2月14日の政倫審報告に田中の陳謝文読み上げ勧告が盛り込まれ、その通知（府議2080党）が議長名で田中に届きました。議長は同日と20日、この通知が政倫条例9条に基づく「議長の措置」と田中に告げました。田中は両日とも「正当な理由があり応じられない」とお伝えしました。

応じられない理由は、①審査会はパワハラを立証していない ②議事録もなく秘密会で審査過程が不明 ③有識者の意見聴取もない偏った審査会構成 ④陳謝文に事実誤認と過剰な表現一などです。

審査請求は当初35項目のパワハラ疑いを指摘し、田中はすべて具体的に否定しました。報告書は審査結果を具体的に何一つ示さず、最も重要な事実確認がありません。録音データや第三者証言で大声などは確認されなかったにも係わらず、陳謝文には「長時間に渡る非難や罵倒、人格の否定発言などを繰り返し」と記されています。事実でない文章を読み上げることはできません。

以上3点は、2月20日の全員協議会終了直後、議長室において口頭で述べ、議長も「わかりました」と受け止めたましたが、あらためて文書で申し入れます。議長自身の対応を求めます。

事務局員が不安神経症の診断を受けたことは気の毒に思います。議長は3年前からのメンタル状況を「気づかなかった」とおっしゃるが、気づいた今なら対応すべきです。議長は「事務局員を守る」とも口にされますが、影響が懸念される政倫審や決議、条例関連の業務に従事させるのは問題ないのでしょうか。政倫審は彼らを守るものではない。議員の責任を審査する場です。



以上

梶川三樹夫議長さま

3月定例会の議会運営に関する申し入れ

2024年3月7日

田中伸武

3月6日の議会運営委員会で、「職員に対する不当要求及びハラスメントを許さない決議」「府中町議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例」「陳謝文読み上げ」の3件が定例会最終日(18日)に議会運営委員会から提出され一括議題の予定だと説明がありました。

しかしこの3件は、「機関意思の決定」「団体意思の決定」「議長の措置」という性質の異なる内容であり、一括議題とすべきではありません。特に陳謝文読み上げは議決事件でなく、政倫審が議長に求めた措置であり、議運委が取り扱いを決めることはできません。しかも議長は既に実行したことを認めておられます。

議長におかれましては、一議事一議題の原則にのっとり個別審議し、議長責任で実行した案件は再議され混乱させることのないよう、公正公平な議事運営で審議を尽くすよう求めます。

今回の提案の基となる政倫審の勧告(2月14日)は、以下3項目ありました

- ①審査会の定める陳謝文の読み上げ (→議員個人の対応)
- ②議長・事務局長による議員退去ルール化 (→全員協議会での対応)
- ③ハラスメント根絶の決議と防止条例の制定 (→本会議での対応)

このうち①は同14日、梶川議長が田中に通知し、田中は理由も説明して「応じられません」と答えました。梶川議長は同20日にも議長室で田中と面談し、条例9条に基づく議長の措置として読み上げを求めたこと、田中が応じないことを再確認しました。(やりとりは別項)

②は、2月20日の全員協議会で議長が提案し、田中除斥の上で議会運営等に関する要綱に加えることが決められました。

③は、今3月定例会に議会運営委員会から提案されると報告がありました。

以上のように、①と②は既に実行されているにも係わらず、①を今定例会に議運委から提案することは、議長の講じた措置を無視することになりかねません。

【議長との面談】要旨(2024年2月20日、議長室)

他市町議会では政倫審の通知の日に議長措置が申し渡されているので、府中も同じと思われ、田中は2月14日、議長に何度も確かめ、20日も議長に確認しました。(テレビ、新聞記者も同席)

田中 陳謝文のことですが、2月14日にも言ったけど、政倫審の勧告を受けて通知をもらいましたが、あの通知をもって議長の措置ということでもいいんですか。

梶川 そうです。そうです。

田中 そうであれば、読み上げはお断りと私は答えました。



梶川 そう。正式なあれです。

田中 理由もちちゃんと言いましたよね。直接話そうとしたら孫がいるとかで…

梶川 おばあちゃんがいたので

田中 ごめんなさい、だから電話で悪いですがとなって、理由もちちゃんと話しましたよね。

梶川 言われたのは分かりました。

田中 では、あれをもって措置ということでいいですね。

梶川 終わりにしたということです。はい。

【政治倫理条例（抄）】

第8条 審査会は、審査を終えたときは、その審査結果を議長に報告するものとする。この場合において、審査会は、対象議員に政治倫理基準に違反すると認められる事実があるときは、必要と認める措置を勧告するものとする。

2 議長は、前項の報告を受けたときは、審査請求をした者の代表者及び対象議員に、審査結果を通知するとともに、その概要を議会広報等で公表するものとする

第9条 議長は、審査会の報告を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の品位と名誉を守り、町民の信頼を回復するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）この条例の規定を厳守させるため警告を発すること。

（2）議会の役職の辞任を勧告すること。

（3）議会の会議等への出席の自粛を勧告すること。

（4）議員の辞職を勧告すること。

（5）その他議長が必要と求める措置

●議会本来の政策論議へ

田中は政倫審でパワハラ・不当要求に該当する事実はないことを説明し、審査結果の報告書でも具体的な事実認定はありませんでした。事実に基づかない陳謝文を読み上げることは、私の良心に反するばかりか、議会の品位にもとるものです。

議長におかれては、議会本来の役割である町政課題を議論し、町民に開かれた議会改革がさらに進むよう、議会運営や議事進行に努めていただくよう求めます。

以上

○府中町議会議員政治倫理条例

平成28年9月13日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、府中町議会議員(以下「議員」という。)の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民から厳粛な信託を受けた町民全体の代表者であることを自覚し、自らの行動を厳しく律し、政治倫理及び人格の向上に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑が持たれたときは、真摯かつ誠実に疑惑について説明しなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町民全体の代表者としてその品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むとともに、その職務に関し町民の疑念を招くおそれのある行為をしないこと。
- (2) 職務の公正を疑われるような金品を授受しないこと。
- (3) 町が行う許可、認可及び請負その他の契約に関し、特定の業者を推薦又は紹介する等、有利となる働きかけをしないこと。
- (4) 職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 職員の採用、昇任又は人事異動に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (6) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないものとし、議員の後援団体についても同様とする。

(審査の請求)

第4条 議員について前条の規定に違反する疑いがあると認められるときは、町民にあっては地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項に規定する選挙権を有する者の50分の1以上の者

の連署をもって、議員にあつては5人以上の連署をもって、当該違反を疑うに足りる事実を証する資料を添えて、議長に対し、審査の請求(以下「審査請求」という。)をすることができる。

(政治倫理審査会の設置)

第5条 議長は、前条に規定する審査請求があつたときは、これを審査するため、府中町議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会の委員は、議会運営委員会委員をもって充てる。ただし、審査請求された議員(以下「対象議員」という。)は、委員になることができない。
- 3 委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果を報告したときまでとする。
- 4 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、審査会において互選する。
- 5 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の運営)

第6条 審査会は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、政治倫理基準違反の認定及び措置の決定については、出席委員の3分の2以上の同意を要する。
- 4 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、対象議員、審査請求をした者、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。
- 5 審査会は、審査に当たり、対象議員が審査会に出席し、又は書面を提出して、審査に係る事項について説明を行う機会を設けなければならない。
- 6 審査会は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の者の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(議員の協力義務)

第7条 対象議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して意見を述べなければならない。

(審査結果の報告等)

第8条 審査会は、審査を終えたときは、その審査結果を議長に報告するものとする。この場合において、審査会は、対象議員に政治倫理基準に違反すると認められる事実があるときは、必要と認める措置を勧告するものとする。

2 議長は、前項の報告を受けたときは、審査請求をした者の代表者及び対象議員に、審査結果を通知するとともに、その概要を議会広報等で公表するものとする。

3 第1項の規定によるほか、審査会は、議長から請求があったときは、議長に審査に関する報告をするものとする。

(審査結果の措置)

第9条 議長は、審査会の報告を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の品位と名誉を守り、町民の信頼を回復するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) この条例の規定を厳守させるため警告を発すること。

(2) 議会の役職の辞任を勧告すること。

(3) 議会の会議等への出席の自粛を勧告すること。

(4) 議員の辞職を勧告すること。

(5) その他議長が必要と求める措置

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。